

全建事発第 021 号
令和 5 年 5 月 12 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う
下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」の廃止について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う建設工事の一時中止・延期等に関して、下請建設企業に対する特段の配慮事項等として、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について（通知）」（令和 2 年 3 月 11 日付け国土建推第 38 号、国土建整第 132 号。以下「本件通知」という。）が通知されています。

5 月 8 日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5 類感染症に変更されたことから、同日付けで本件通知を廃止することとなった旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 国土交通省通知文

参考 （令和 2 年通知）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について

以 上

【担当】事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp